

## 防災基本計画・地域防災計画における避難に関する記述例

No	名称	該当箇所	発行年月	所管
1	防災基本計画	第2編 震災対策編 第2章 第5節 避難収容活動 第3編 風水害対策編 第2章 第7節 避難収容活動 第4編 火山災害対策編 第2章 第6節 避難収容活動 第10編 原子力災害対策編 第2章 第3節 屋内退避、 避難収容等の防護活動	平成20年2月 修正	中央 防災会議
2	静岡県 地域防災計画	地震対策編 第5編 第7章 避難活動	平成21年8月 修正	静岡県
3	中央区 地域防災計画	第3部 災害応急対策計画 第14編 避難計画	平成21年 修正	東京都 中央区
4	文京区 地域防災計画	第2編 震災対策 第2部 第8章 避難計画	平成19年5月 修正	東京都 文京区
5	富士市 地域防災計画	一般対策編 第3章 第7節 避難救出計画	平成20年度 修正	富士市



No	名称	該当箇所
1	防災基本計画	第2編 震災対策編 第2章 第5節 避難収容活動 第3編 風水害対策編 第2章 第7節 避難収容活動 第4編 火山災害対策編 第2章 第6節 避難収容活動 第10編 原子力災害対策編 第2章 第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

## 第2編 震災対策編 第2章 災害応急対策

### 第5節 避難収容活動(p.41～43)

地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

#### 1 避難誘導の実施

- 発災時には、地方公共団体は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。
- 避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### 2 避難場所

##### (1) 避難場所の開設

- 地方公共団体は、発災時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

##### (2) 避難場所の運営管理

- 地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
- 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

#### 3 応急仮設住宅等

##### (1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供

- 被災都道府県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活

の早期確保を図るため、速やかに厚生労働省と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

- 被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。
- 非常本部等は、要請があった場合、関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。
- 要請を受けた関係省庁は、とるべき措置を決定し、非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。
- 関係省庁は、とるべき措置について、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うものとする。

(3) 広域的避難収容

- 被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。
- 非常本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。
- 避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4 災害時要援護者への配慮

- 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

### 第3編 風水害対策編 第2章 災害応急対策

#### 第7節 避難収容活動(p.97～99)

○風水害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

##### 1 避難誘導の実施

- 発災時には、地方公共団体は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。
- 避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- 地方公共団体は、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

##### 2 避難場所

###### (1) 避難場所の開設

○地方公共団体は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難場所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

###### (2) 避難場所の運営管理

- 地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。
- 地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
- なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

##### 3 応急仮設住宅等

###### (1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供

○被災都道府県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに厚生労働省と協議の上建設するものとする。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円

滑な入居の促進に努めるものとする。

(2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

- 被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。
- 非常本部等は、要請があった場合、関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。
- 要請を受けた関係省庁は、とるべき措置を決定し、非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。
- 関係省庁は、とるべき措置について、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うものとする。

(3) 広域的避難収容

- 被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。
- 非常本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。
- 避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

4 災害時要援護者への配慮

- 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

## 第4編 火山災害対策編 第2章 災害応急対策

### 第6節 避難収容活動(p.139～141)

○火山災害発生時には、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

#### 1 避難誘導の実施

○発災時には、地方公共団体は、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。

○避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

○地方公共団体は、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

#### 2 避難場所

##### (1) 避難場所の開設

○地方公共団体は、災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合に、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害及びその二次災害の危険箇所等に配慮しつつ管理者の同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

##### (2) 避難場所の運営管理

○地方公共団体は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

○地方公共団体は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

○なお、地方公共団体は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

#### 3 応急仮設住宅等

##### (1) 被災都道府県の応急仮設住宅の提供

○被災都道府県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに厚生労働省と協議の上建設するものとする。ただし建設に当たっては、二次災害に十分配慮するものとする。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努めるものとする。

## (2) 応急仮設住宅に必要な資機材の調達

- 被災都道府県は、(1)で建設するものとされた応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は直接応急収容資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省及び国土交通省〕に資機材の調達に関して要請するものとする。
- 非常本部等は、要請があった場合、関係省庁に資機材の調達に関し依頼するものとする。
- 要請を受けた関係省庁は、とるべき措置を決定し、非常本部等及び被災都道府県に通報するものとする。
- 関係省庁は、とるべき措置について、関係業界団体等に対し、必要な資機材の供給要請を行うものとする。

## (3) 広域的避難収容

- 被災都道府県は、被災者の避難、収容状況等にかんがみ、被災都道府県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常本部等を通じて、又は避難収容関係省庁〔警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁〕に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。
- 非常本部等は、要請があった場合、広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また、計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また、要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。
- 避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁、被災都道府県等は、計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

## 4 災害時要援護者への配慮

- 避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮すること。特に避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。



## 第10編 原子力災害対策編 第2章 災害応急対策

### 第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動(p.275～277)

#### 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

○内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、人命の安全を第一に、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示、安定ヨウ素剤の予防服用等の緊急事態応急対策の実施について、指導、助言又は指示するものとする。また、その後原子力災害対策本部長は、緊急事態の状況に応じ、必要な指示等を地方公共団体に対し行うものとする。

○地方公共団体は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示等の緊急事態応急対策等を行うものとする。

○地方公共団体は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、住民の避難状況を確認するものとする。

○地方公共団体は、住民等の避難誘導に当たって、避難場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

#### 2 避難場所

##### (1) 避難場所の開設

○地方公共団体は、緊急時に必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。

##### (2) 避難場所の運営管理

○地方公共団体は、各避難場所の適切な運営・管理を行うものとする。この際、避難場所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

○地方公共団体は、避難場所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

○地方公共団体は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

○地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

#### 3 安定ヨウ素剤の予防服用

○地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機の指示、その他の必要な措置を講じるものとする。

○国は、モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは、該当する地域に

において安定ヨウ素剤を服用すべき時機を指示するものとする。

○NHK等の放送事業者は、安定ヨウ素剤を服用すべき時機についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

#### 4 災害時要援護者への配慮

○地方公共団体は、避難誘導、避難場所での生活に関しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の災害時要援護者及び一時滞在者に十分配慮し、避難場所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

#### 5 飲食物の摂取制限

○国は、放射性物質による汚染状況の調査、必要に応じ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限、汚染物の除去等について関係機関に要請するものとする。

○地方公共団体は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

No	資料名	該当箇所
2	静岡県地域防災計画	地震対策編 第5編 第7章 避難活動

## 第7章 避難活動(p.207～210)

### 計画作成の主旨

地震災害が発生したときの避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

### 計画の内容

#### 57 - 1 避難対策

##### 1 避難対策の基本方針

(1) 地震災害発生時においては、津波、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。

このため、県及び市町は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

(2) 情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。

(3) 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

##### 2 情報・広報活動

(1) 県、市町及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は「第2章 情報活動」に準ずる。なお、津波情報の種類及び伝達系統等は資料編(5-3-5～5-3-6、5-3-8)のとおりである。

(2) 県、市町及び防災関係機関は、地震及び津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は「第3章 広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。

(3) 住民は、適切な避難行動のため、同時通報用無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り地震及び津波に関する情報を入手するよう努める。

##### 3 避難のための勧告及び指示

###### (1) 勧告・指示の基準

ア 市町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をする。

イ 警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市町長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなっ

たときは、市町長に代わって避難の勧告又は指示をする。この場合、知事はその旨を公示する。  
エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

#### (2) 勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア 避難の勧告・指示が出された地域名
- イ 避難経路及び避難先
- ウ 避難時の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

#### (3) 勧告・指示の伝達方法

市町長又は知事は、避難の勧告又は指示をしたときは、直ちに勧告又は指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

### 4 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

#### (1) 市町が実施する自衛措置

沿岸地域の市町においては、次の措置をとるものとする。

##### ア 津波注意報が発表された場合

(ア) 安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民に対して避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市町長が行う避難の勧告又は指示については、「57-1 避難対策」の「3 避難のための勧告及び指示」に準ずる。

(イ) 住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市町が広報する情報に注意するよう呼びかける。

(ウ) 海水浴客、釣人及びサーファー等(以下「海水浴客等」という。)に対し、避難の勧告又は指示の伝達に努める。

##### イ 津波警報が発表された場合

市町長は、直ちに住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、あらゆる手段をもって緊急に避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

##### ウ 震度 6 弱以上の強い揺れを感じた場合

市町長は、直ちに津波避難対象地区にある住民、海水浴客等に対して、避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度 4 程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

##### (ア) 海面の監視

気象官署から津波予報が届くまでの間、少なくとも 30 分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。

(イ) 報道の聴取

揺れを感じてから少なくとも 1 時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取するものとする。

(ウ) 避難の勧告、指示等

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市町長は住民、海水浴客等に対して避難の勧告又は指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

(2) 住民等が実施する自衛措置

ア 海浜付近の住民及び海水浴客等は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難の勧告又は指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難するものとする。

イ 海水浴客等は、アの他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れるものとする。

## 5 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

ア 市町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は市町長(権限の委託を受けた市町の職員を含む。)が現場にいないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市町長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市町長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市町長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市町長(権限の委託を受けた市町の職員を含む。)、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市町長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市町長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市町長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

## 6 避難地への市町職員等の配置

市町が設定した避難地(一次避難地及び広域避難地)には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町職員(消防職員、消防団員を含む。)を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

## 7 避難の方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

### (1) 要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

(ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織(以下「自主防災組織等」という。)は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

(ウ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。

(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

イ 津波危険予想地域及び山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

### (2) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

## 8 幹線避難路の確保

市町は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

## 9 避難地における業務

(1) 避難地に配置された市町職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

ア 津波・火災等の危険の状況に関する情報の収集

イ 地震及び津波に関する情報の伝達

ウ 避難者の把握(避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等)

エ 必要な応急救護

オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動

(2) 市町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

## 10 避難状況の報告

「47-1 避難対策」の項の「5 避難状況の報告」に準ずる。

## 57 - 2 避難所の設置及び避難生活

### 1 基本方針

市町は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、「避難生活計画書」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

避難所の運営に当たっては、災害時要援護者等に配慮するものとする。

## 2 避難所の設置及び避難生活

### (1) 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

### (2) 設置場所

ア 津波や山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。

イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

(ア) 学校、体育館、公民館等の公共建築物

(イ) あらかじめ協定した民間の建築物

(ウ) 広域避難地、一次避難地等に設置する小屋又はテント等(自主防災組織等が設置するものを含む。)

ウ 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。

オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

### (3) 福祉避難所、2 次的避難所

市町は、災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。また、市町は福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。

県は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、資料編(19-4)の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。この避難所は市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。

### (4) 設置期間

市町長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

### (5) 避難所の運営

ア 市町は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市町職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して市町に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 市町は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。

(6) その他

ア 災害救助法に基づく県の実施事項は一般対策編による。

イ 県管理施設の避難所としての利用については、一般対策編による。



No	資料名	該当箇所
3	中央区地域防災計画	第3部 災害応急対策計画 第14編 避難計画

**第3部 災害応急対策計画**  
**第14編 避難計画(各機関) (p.169～177)**

**第14編 避難計画 (各機関)**

主な機関の応急・復旧対策

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢の確立期		即時対応期	
災対指令部	○避難勧告又は避難指示 ○知事への報告 ○避難の誘導 →			
災対福祉保健部			○福祉避難所の開設 (随時) ○災害時要援護者の受入	
災対教育施設部	○避難所の開設・運営 ○副拠点の開設・運営 →			

**第1章 計画方針**

本計画は、大地震、暴風雨及び大火災等の災害時において、人的被害の絶無を期することを目的とし、区、関係機関、区民が一体となって住民を避難収容できる態勢を確立するため、平素から連絡協議を密にし、おのおのの任務を明確にしておくものとする。

**第2章 避難所、副拠点の設置**

**第1 避難所等の指定**

- 1 区内全小・中学校(20校)、京橋プラザ、京華スクエア及び十思スクエアを避難所として指定する。
- 2 区の初動活動は避難所を中心に行い、発災時の地域における区の防災活動の拠点(以下、本編において「防災拠点」という。)と位置付ける。

※防災拠点については、本編第6章「防災拠点」を参照。

- 3 防災拠点を補完するものとして副拠点を指定する。副拠点は、防災拠点としての機能は原則避難所のみとし、主に宿泊に限定する。なお、晴海地域においては、防災拠点である月島第三小学校・晴海中学校との距離を考慮し、ほっとプラザはるみを副拠点とし、生活機能も担うものとする。

## 第2 指定基準

原則として学校区等を単位とし、地区を割り当て、被害の想定や本区の人口の推移と区民の避難の容易さに配慮して設置する。避難所は鉄筋構造の2階建以上の公共建物(耐震・耐火構造一学校等)を利用する。

## 第3 収容基準

避難所の収容基準はおおむね居室 3.3m<sup>2</sup> 当り 2 人とする。ただし、避難所受入可能人員の想定は、以下の数値を採用する。

長期避難	居室	3.3m <sup>2</sup> 当り	2 人
一時避難	居室	3.3m <sup>2</sup> 当り	4 人

## 第4 開設基準

- 1 避難所は、発災後地区の被害状況に応じて開設する。
- 2 避難所一の避難者が多く、収容能力を超えた場合は、避難所に隣接する区施設に副拠点を設置する。なお、ほっとプラザはるみ副拠点については、防災拠点の収容状況に関わらず、被害状況に応じて開設する。
- 4 避難者が多く避難所、副拠点でも収容できない場合は、協定に基づき都立高校(都立晴海総合高等学校)を避難所として開設する。
- 5 被害状況によっては、日本橋プラザを短期的な避難所として利用する。
- 6 災害時要援護者を対象とした福祉避難所については、本編第5章「災害時要援護者の避難」に記載する。

※東京都立晴海総合高等学校における避難所施設利用に関する協定書は、別冊資料第128(374ページ)を参照。

## 第4 設置予定施設と受入人員

表1、表2(178～180ページ)及び図1(183～184ページ)を参照。

## 第5 避難所の開設、設営、運営

区長(本部長)は避難の勧告、指示を出した場合、直ちに避難所を開設し救助活動を開始する。また、防災拠点運営委員会があらかじめ定めた手続きにより避難所を開設する場合もこれによるものと見なす。避難所には避難所責任者及びその他職員を配置し避難受け入れ態勢をとるとともに、避難者の安全保護及び所内の管理運営を行う。避難所における職員の任務は次のとおりである。

- 1 一般的事項
  - (1) 避難所の開設の掲示(〇〇避難所)
  - (2) 収容者の受付
  - (3) 収容者を適正数(班)に編成し、一定の場所(体育館、教室等)に収容する。
- 2 記録事項
  - (1) 日誌の記入
  - (2) 避難所勤務状況
  - (3) 食料物資等の受払
  - (4) 収容者名簿の作成
  - (5) その他必要事項

### 3 報告事項

- (1) 避難所の開設(閉鎖)の報告
- (2) 避難所状況の報告
- (3) 給食人員等報告
- (4) その他必要事項

### 4 避難所開設に必要な書類

※別冊資料第 31(96～104 ページ)を参照。

### 5 避難所の運営管理

区は、防災拠点運営委員会の自主的な避難所運営を尊重するとともに避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

### 6 その他

避難所へ派遣された職員は、その施設の管理者と施設使用について綿密な連絡をとり、保全管理に万全を期するとともに、防災拠点運営委員会の活動を支援する。また、区、警察署、消防署及び保健所等は密接な相互協力態勢を築き被災者の救護にあたる。

## 第 6 学校再開に向けた避難所の閉設

区は、学校の早期再開のため、おおむね 7 日程度で避難者数に応じた避難者の移送施設等について検討する。

- 1 避難者が多いとき → 総合スポーツセンター等の区の大規模施設への移送
- 2 避難者が少ないとき → 区民館等施設への移送、公営住宅や空き室等利用可能な既存住宅のあっせん等

## 第 3 章 一時(いつとき)集合場所、広域避難場所

### 第 1 一時集合場所

#### 1 考え方

震災時に大規模な火災が発生する場合の避難方式は、防災区民組織を核に、一定の地域、事業所単位に集団を形成して避難場所に避難する集団避難方式が有効である。

一時集合場所は、住民が避難場所に至る前の中継地点として一時的に集合する場所を、区が警察、消防及び防災区民組織と協議のうえ選定したものであり、避難者は一時集合場所において集団を形成したのち、区職員、警察官、防災区民組織のリーダー等の誘導により避難を行う。

#### 2 選定基準

一時集合場所は次の各点を基本方針として、平成 3 年 8 月から、町丁目又は町会、自治会等を集合単位として選定した。

- (1) 地域住民の日常生活圏地域内で、住民が良く知っており、目標となる場所
- (2) 適度の参集スペースが確保できる場所(集合しだい、順次避難することとなるので、地域住民全員を一度に収容できる広さは必要としない。)
- (3) 周辺の状況から、火災、倒壊、落下物等の危険が少ない場所

(4) 周囲の状況からみて、避難場所への経路が安全と考えられる場所

### 3 選定数

38 か所(各一時集合場所に案内板を設置)

※一時(いつとき)集合場所一覧は、別冊資料第 32(105 ページ)を参照

※一時(いつとき)集合場所位置図は別冊資料第 33(106 ページ)を参照

### 4 一時集合場所の効果

(1) 情報伝達をはじめ、各種連絡が効率的に行える。

(2) 災害時要援護者をはじめ、避難者相互の助け合いが可能である。

(3) 警察官等の指示で避難するため、整然とした行動の確保が期待できる。

### 5 地区内残留地区における一時集合場所

避難の必要性がない地区内残留地区の一時集合場所は、当面の間、指定を解除せず、防災区民組織及び地域事業所の集合場所並びに初動活動場所など地域活動の場として使用する。

## 第2 広域避難場所

### 1 目的

東京都は、大震災発生による火災の拡大で、都民の生命に危険が及ぶことがないように東京都震災対策条例に基づいて、区部を対象に避難場所を指定している。なお、火災の拡大するおそれがなく、広域的な避難を要しない地区については、「地区内残留地区」に指定している。

### 2 避難場所指定の考え方

(1) 収容人員に対して、周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な空間として、原則 1 人当たり 1m<sup>2</sup> を確保できること。

(2) 避難場所内部には、震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

### 3 地区割当計画

避難に当たっては、区部全域の人々の一斉避難が必要となる最悪の場合も想定し、また、町丁、町会、自治会区域も考慮して、各避難場所ごとに避難のための地区割当計画を作成している。

現在、避難場所は 189 ヶ所、地区内残留地区は 33 ヶ所が指定されている。

### 4 本区の避難場所地区割当

避難場所名	町名等	地区内退避人口
浜離宮	築地四～七丁目、浜離宮庭園	33,200 人
晴海地区	月島、勝どき、豊海町、晴海	39,900 人
新川ツインビル地区	新川	30,600 人
佃リバーシティ地区	入船、湊、佃	20,700 人
地区内残留地区	八重洲、京橋、銀座、新富、明石町、築地一～三丁目、八丁堀、本石町、室町、本町、小舟町、小伝馬町、大伝馬町、堀留町、富沢町、人形町、小網町、蛸殻町、箱崎町、馬喰町、横山町、東日本橋、久松町、浜町、中洲、日本橋、茅場町、兜町	505,800 人

日本橋地域の「東日本橋、八重洲、日本橋」を除く他の町名の「日本橋」の冠称省略。

※広域避難場所図は、図 2(185～186 ページ)を参照。

## 5 避難道路

本区においては、避難場所までの距離がすべて3km以下であることから、東京都震災対策条例に基づく避難に際しての道路は指定されていない。避難の勧告又は指示が発せられた場合、原則として、避難場所までのより安全な道路を選択して避難する。

# 第4章 避難勧告、避難の指示及び誘導

## 第1 避難勧告及び避難の指示

### 1 勧告、指示の発令時期

- (1) 火災により拡大延焼等のおそれがあるとき
- (2) 洪水のおそれ及び津波による被害が発生するおそれがあるとき
- (3) 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき
- (4) 河川の上流地域が水害をうけ、下流地域に危険があるとき
- (5) 集中豪雨等により地下空間等-の急激な浸水危険があるとき
- (6) 危険物の流出拡散、又は爆発のおそれがあるとき
- (7) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき

### 2 勧告、指示の発令

区長(本部長)は警察及び消防等の関係機関と緊密な連絡と協議のうえ、地域住民に対し避難の勧告又は指示を行う。現地において著しく危険が切迫しており、区長(本部長)が避難の指示をすることができないと認めるとき、または区長(本部長)から要請があった場合は、警察官又は消防署員が居住者等に避難の指示を行う。この場合、ただちに区長(本部長)に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

### 3 知事に対する報告

避難の勧告又は指示をした場合、区長(本部長)は直ちに知事にその旨を報告するものとする。

### 4 避難勧告等の判断基準

具体的な避難勧告等発令の判断基準については、内閣府の集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づきマニュアルの作成を図る。

### 5 避難準備情報の伝達

災害時要援護者等、特に避難に時間を要する者に対して早めのタイミングで避難行動を開始できるよう警察、消防、消防団及び防災区民組織により避難準備情報を伝達する。

## 第2 避難の誘導

- 1 地域又は町会単位に避難所-誘導し、避難所には「〇〇避難所」と標示する。
- 2 事前に安全な誘導経路について検討し、危険地点には標示、なわ張り等をするほか誘導員を配置して事故防止に努める。夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。
- 3 避難誘導に際し、家財衣類等財産の確保のため残留している者等について特に留意し、避難の勧告又は指示に従うよう説得に努めるほか、状況に応じて警察署は強制措置をとるものとする。
- 4 避難誘導は区、警察署及び消防署(消防団)が緊密な連携のもとに、防災区民組織、町会・自治会等

の民間協力団体の協力を得て実施する。

### 第3 施設の利用者等の避難

#### 1 区立小・中学校等の避難

保育園、児童館、幼稚園及び小・中学校における避難については、各施設ごとに避難計画を策定し、平素より保護者との連絡を密にして周知徹底を図るものとする。

また、区内の私立学校等についても、各施設ごとに避難計画を策定し、児童等の安全迅速な避難を期するよう指導に努めるものとする。

#### 2 社会福祉施設等の避難

区内の社会福祉施設等における避難については、各施設ごとに避難計画を策定し、施設を利用する高齢者、心身障害者及びその他施設利用者の生命保護に万全を期するものとする。

### 第4 避難者の中央区外への移送

1 区内の避難所だけで収容できないときは、特別区相互支援体制により支援区の協力を要請し、避難を希望する者を移送する。

2 他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)に移送するときは、都知事(都福祉保健局)に要請する。

3 避難者の他地区への移送を依頼したときは、区長(本部長)は職員のうちから避難所管理者を定め、移送先区市町村へ派遣し被災者の救護にあたらせるとともに、移送にあたっては、引率者を添乗させる。

## 第5章 災害時要援護者の避難

### 第1 福祉避難所

通常の避難所においては、生活することが困難である災害時要援護者を対象に地域別ごとに福祉避難所を設置する。なお、要介護度、障害の程度の高い場合は、広域的な福祉避難所として特別養護老人ホームや介護老人保健施設を利用することとする。

地域福祉避難所 → 要介護1～3、身体障害者2～6級の方を対象

広域福祉避難所 → 要介護4～5、身体障害者1級、知的障害者、精神障害者の方を対象

### 第2 収容基準

福祉避難所については、付き添い等を考慮し1人当たり5m<sup>2</sup>以上を確保することとする。

### 第3 福祉避難所の予定施設

表3 福祉避難所となる予定施設(180～181ページ)を参照。

なお、災害の程度が想定を超え収容者数が上回る場合は、他の区民館等の施設も活用する。

### 第4 福祉避難所の開設

福祉避難所は、予定施設の安全を確認後、受入体制が整い次第、災対福祉保健部が開設する。その時点で、通常の避難所に避難している災害時要援護者については、福祉避難所へ移送する。

### 第5 避難支援プランの作成

災害時要援護者は、要援護である理由・状況等により個別の対応が求められることから、一人ひとりの避難支援プラン作成を次のように進める。

## 1 避難支援個別計画票の作成

防災区民組織との密接な連携・協力の下、要援護者一人ひとりの避難支援個別計画票を作成する。

## 2 支援体制の構築

近隣住民の協力体制を検討するとともに、関係機関等との役割分担や連絡体制の構築に向けた取り組みを進める。

# 第6章 防災拠点

## 第1 防災拠点の位置付け

直下型地震等の大規模災害が発生した場合、その被害規模が大きいばかりでなく災害応急対策に従事する職員自身が被災または交通や通信の途絶等により、職員の参集が困難になる事態も想定される。このような状況のなかで区の災害応急活動を円滑に行うためには、逐次非常参集する限られた職員だけで発災初期に必要な活動を開始する仕組みを設けなければならない。

そのうえ、本部が区内の災害情報を迅速に把握し、都及び防災関係機関と連携した活動を開始するためには、応急活動を行う現場に本部活動の拠点をあらかじめ設け、必要な資材と人員を確保することが必要となる。

このため、区は、災害時における避難所に指定した全小・中学校、京橋プラザ、京華スクエア及び十思スクエアを防災拠点、すなわち発災時地域における区の防災活動の拠点と位置付け、必要な整備を行う。また、この防災拠点のほかに地域防災活動に必要な資器材の保管場所(資器材庫)を整備する。

## 第2 防災拠点の機能

### 1 避難所としての機能

- (1) 避難所開設及び避難者の受入れ等を円滑・迅速に行うため、あらかじめ各防災拠点に倉庫(以下、本編において「防災拠点倉庫」という。)を確保し、避難所開設及び避難所生活の初期に必要な食料、毛布、日常生活用品の一部及び救助のための資器材等を備蓄する。
- (2) 避難所の管理は災対教育施設部が他部の応援を得て行う。本部態勢が確立するまでの間は臨時非常配備態勢の職員がこれを行う。このため、予め指定された者は自宅から直接指定の防災拠点に参集する。
- (3) 避難者の収容場所等はあらかじめ各学校等と協議のうえ決定する。災害応急教育に必要なスペース及び避難所用管理スペース(本部、物資の保管、医療救護所等)を確保する。
- (4) 避難所開設及び避難者の受入れ等が記載された防災拠点活動マニュアル及び避難者名簿などの避難所に必要な書類を防災拠点倉庫に配備する。

### 2 地域活動拠点としての機能

発災直後、各防災機関の活動空白期における被害を軽減するには、被災者及び地域住民が一体となって応急活動を行うことが必要となる。そこで、区は地域の自主的な防災活動を援助するため防災区民組織の結成及び育成に努めてきたが、さらに、防災拠点及びその他の区施設を区本部及び防災区民組織の災害応急活動の拠点として整備する。

- (1) 防災拠点内に、災害時、住民が自ら行う救出・救助活動を援助するための救出・救助用資器材を備蓄する。

(2) 資器材の使い方について詳しく記載された資器材操作マニュアルを防災拠点倉庫に配備するとともに、防災拠点運営委員会が実施する訓練において、防災資器材の操作訓練を実施する。

### 3 医療救護所としての機能

(1) 発災直後の救護活動に必要な医薬品及び医療救護班等が使用する医薬品等をあらかじめ防災拠点倉庫に備蓄する。

(2) 大規模災害により地域の医療機関が通常の診療能力を越えるほどの多数の死者・負傷者が発生した場合等は、区は各防災拠点内に医療救護所を設置し、軽傷者の手当てを行う。

※第3部第18編「医療、助産救護計画」を参照。

### 4 情報拠点としての機能

(1) 発災直後、各防災拠点に設置されている地域防災無線を使用し、区災害対策本部-防災拠点の開設、避難者の収容状況及び被害状況等を報告するとともに、防災拠点倉庫に配備してある情報収集用資器材を使用し、必要な情報を収集する。また、開設後も定期的に情報の報告及び収集を行う。

(2) 通信手段を多重化するため、各拠点に災害時優先電話を設置している。

## 第3 学校の協力

災害時学校には、児童・生徒等の安全確保、保護者等への引渡し、安否確認、災害応急教育の準備等学校として果たすべき災害時の役割がある。しかし、この役割は、発災時に保護すべき生徒等が学校内にいるか否かによって大きく異なる。

夜間・休日等に災害が発生した場合は、第1のように区職員の参集が困難になり、区の臨時非常配備職員だけでは十分な応急活動ができない事態も想定される。このため、避難所の管理運営について、区と学校との役割分担を明確にしたうえで学校の協力を得る。

学校長は、あらかじめ教職員の参集計画、役割分担等を定め、教職員は自主的に勤務校に参集する。本部の活動態勢が整うまでの間、学校長は区職員と協力して避難所の設置及び避難者の受入れ等を行う。区の態勢が整った場合または学校で授業再開の準備に入るときは、区の本部職員が避難所を運営する。

## 第4 防災拠点の整備

区は、発災時、地域における防災活動の拠点となる防災拠点に対し、以下に掲げる事項について整備している。

### 1 施設の整備

#### (1) 耐震化

昭和56年(1981年)以前に竣工した校舎等の耐震診断を実施し、必要に応じ補強している。

#### (2) ガラス飛散防止対策

窓ガラスの飛散による被害を防ぐため、ガラス飛散防止フィルムを貼付している。

#### (3) 屋外排水管の耐震化

ア 災害時、可能な限り既存のトイレが使えるよう、避難所の屋内排水管と屋外排水管の接合部を可とう継手とし、仮設トイレを設置できるマンホールを新設している。

イ 既設の排水管の耐震化が困難な拠点には、新たに下水道本管に接続する屋外配管を布設し、災害用のトイレシステムを整備する。

### 2 設備の整備及び資器材の充実



ライフライン機能停止の代替手段として以下を整備する。

(1) 電気

施設に自家発電機を設置するとともに、防災拠点倉庫にポータブル発電機を配備している。

(2) ガス

学校の調理室に、ガス会社で保有する非常用移動式ガス発生設備に接続する「非常用移動式ガス発生設備接続口」を設置している。また、防災拠点倉庫にカセットコンロ・カセットガスを配備している。

(3) 水道

ア 生活用水を確保するために防災用井戸を整備している。

イ 飲料水の確保のため、ろ過器を配備している。

※防災用井戸一覧は、別冊資料第 38(116 ページ)を参照。

(4) 電話

電話を端子版につなぐだけですぐに使える特設公衆電話(災害時優先電話)を設置している。

No	資料名	該当箇所
4	文京区地域防災計画	第2編 震災対策 第2部 第8章 避難計画
<p><b>第8章 避難計画(区・警察署・消防署)(p.100～106)</b></p> <p><b>第1節 避難態勢</b></p> <p><b>第1 活動方針</b></p> <p>災害時において、被災者の生命、身体等の安全を確保し、人的被害を最小限にするため、区と防災関係機関等が連携し、避難に必要な態勢等の整備を図るものとする。</p> <p>なお、避難場所等の定義は、次のとおりとする。</p> <p><b>1 避難場所(広域避難場所)</b></p> <p>大地震火災時のふく射熱やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する場所(六義園、東京大学、後楽園一帯、お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯、護国寺一帯、小石川植物園、目白台運動公園付近一帯)をいう。</p> <p style="text-align: right;">〈資料編 第40 避難場所及び地区割当 P89〉 〈資料編 第41 避難場所の町会別割当 P90〉</p> <p><b>2 避難所</b></p> <p>地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者、又は、被害の恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する区立の小・中学校等をいう。</p> <p>なお、区立の小・中学校等では避難所規模が不足していることから、区有施設の活用を図るとともに、区内都立高校(4校)、大学、ホテル等と協定を締結し、避難所の確保に努める。</p> <p style="text-align: right;">〈資料編 第42 避難所に当てる学校施設等一覧表 P92〉</p> <p><b>3 一時(いつとき)集合場所</b></p> <p>避難の勧告又は指示が出された場合、区民防災組織等を核とする一定の地域や事業所単位に集団を形成し、避難する方式が有効である。このため、区民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として一時集合場所がある。</p> <p>区民防災組織等で、あらかじめ地域の一時集合場所を定め、区民防災組織のリーダーなどの誘導により避難所等への避難を行う。</p> <p>一時集合場所としては、集合した区民の安全が確保されるスペースを有する公園等を活用する。</p> <p><b>第2 活動内容</b></p> <p><b>1 避難の勧告及び指示</b></p> <p>(1)避難勧告及び指示の基準</p> <p>地震により同時多発の火災が延焼拡大した場合などにおいて、これら危険地域の住民を速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。</p> <p>このため、避難勧告等の判断伝達マニュアルを作成し、迅速な判断と区民への情報伝達を行う。</p>		

## (2) 勧告又は指示の発令

### 1) 区

区の管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は警察署長及び消防署長と協議の上、避難対象地域及び避難先を定めて、避難の勧告又は指示をする。この場合、区は直ちに都本部に報告するものとする。

### 2) 警察署

現地において、著しい危険が切迫しており、区が避難の勧告又は指示をすることができないと認めるとき、又は区から要求があった場合は、警察官が直接住民等に避難の指示をする。この場合には、警察官は直ちにその旨区に通知するものとする。

### 3) 消防署

消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散が急速で人命に危険が著しく切迫していると認めた場合は、住民等に避難の勧告又は指示をする。この場合には、直ちにその旨区長に連絡するものとする。

## 2 避難誘導

避難の勧告又は指示が出された場合、区、警察署、消防署等は協力して、なるべく地域又は区民防災組織(町会、自治会)単位に集団を形成し、避難所となる区立小・中学校等に誘導するものとする。

また、避難の勧告又は指示を行う時間がない場合は、地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法等をあらかじめ想定しておくものとする。

### (1) 防災関係機関の分担

#### 1) 区

- ①区は、避難者の誘導に協力するほか、避難所への職員の派遣等を行い、避難所運営協議会、施設管理者と連絡を密にし、支障をきたさないようにする。
- ②保育園は、災害の状況に応じ園長以下各担任保育士等を中心として、園児を安全に避難誘導するよう努める。
- ③児童館は、災害の状況に応じ職員を中心として、来館児を安全に避難誘導するよう努める。

#### 2) 区教育委員会

学校(園)は、災害の状況に応じ学校(園)長以下各担任教師を中心として、園児、児童、生徒を安全に避難誘導するよう努める。

#### 3) 警察署

- ①災害時要援護者を優先して避難させる。
- ②避難誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報を行う。
- ③火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

#### 4) 消防署

- ①避難の勧告又は指示が出された場合は、災害の規模、道路・橋梁等の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる避難方向について、区、警察署等の防災関係機関に通報する。

②避難が開始された場合、消防団員の活動により、区民等の避難誘導にあたる。

③避難の勧告・指示が出された以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

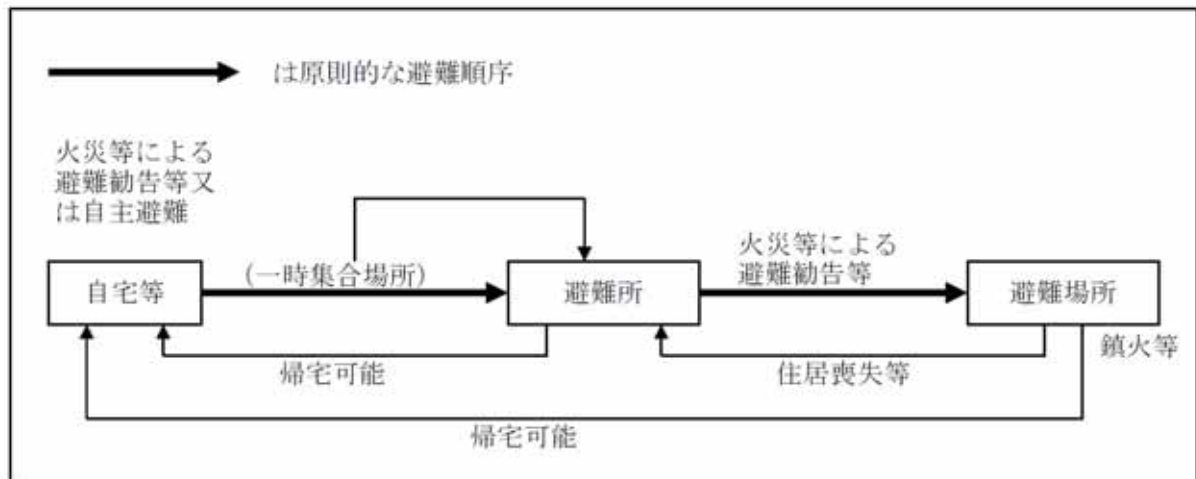
### 3 避難方式

震災時における避難方式は、住民の避難行動実態にあった実効性のある方式にする必要がある。

このため、地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が高まったときや家屋の倒壊等により一時的に避難する必要があると認められるときは、原則として、近隣の人、区民防災組織、事業所等の人々と一緒に避難所となる最寄りの区立小・中学校等へ避難する。

その後、延焼拡大等により当該避難所が危険になったときは、避難場所又は他の避難所へ移動する。

#### (基本的な避難パターン)



なお、文京区における避難方式は、前記の「基本的な避難パターン」を原則とするが、地域の実情や発災時の状況に応じて、避難場所へ直接避難し、延焼拡大の状況等事態の推移を見守りながら、安全の確保を図るなどの避難の方法も想定しておくものとする。

## 第2節 避難所の開設・運営等

### 第1 活動方針

地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害の恐れのある者について、一時的に収容する必要があると認めるときは、避難所を開設し、避難生活の支援・応急的な食料・救援物資等の配給、復興支援情報の提供、医療・健康相談などを行う。

避難所は、原則として、区立小・中学校等に設置し、地域住民主体による避難所の自主的な運営体制を確立するため、各避難所に避難所運営協議会を設立し、避難所機能の充実強化を図る。また、新たな被害想定において、避難者数は約7,000人増加すると見込まれ、区立小・中学校等では避難所規模が不足していることから、区有施設の活用を図るとともに、区内都立高校(4校)、大学、ホテル等と協定を締結し、避難所確保に努める。更に、被害状況等必要に応じて、避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、東京都からの資器材の調達等により野外に受け入れ施設を開設する。

### 第2 活動内容

#### 1 避難所の指定等

(1) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。

- 1) 避難所は、原則として町会又は学区を単位として設置する。
- 2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公共施設等)を利用する。
- 3) 避難所の収容基準

3.3 m<sup>2</sup>当たり 2人

(2) 避難所毎の町会割当

避難所毎に収容する町会を定め、災害時の混乱を防止する。ただし、新たな被害想定による避難者数の増加に対応するため、避難所の確保とともに町会の割当について検討する。

(3) 避難所のバリアフリー化

区立小・中学校等避難所の出入り口、トイレなどにおいて、バリアフリー整備を促進し、避難者の施設内における安全を図る。

#### 2 避難所の開設

〈資料編 第43 避難所運営協議会による避難所開設の流れ P95〉

- (1) 文京区避難所運営協議会設置要綱(19文総防第14号平成19年4月2日区長決定)に基づき、各避難所に避難所運営協議会を設置し、震災時における避難所の円滑な運営・管理を進め、地域住民等による避難所の自主運営・管理体制を確立する。
- (2) 避難所運営協議会は、発災直後から被災者が避難所に集まることが想定されるため、自らの安全を確保した後、避難所の開設を早期かつ円滑に進める。
- (3) 避難所運営協議会は、速やかに避難所を開設するとともに、避難所運営本部を設置し、開設状況等を災害対策本部に連絡する。
- (4) 参集した区職員と避難所となる学校の教職員は、避難所運営協議会と連携協力して、被災者の受け入れ体制を整えるとともに、円滑な避難所運営を行うこととする。

(5) 避難所運営協議会の組織

協議会は、避難所毎に設置するものとし、次に掲げる委員をもって組織する。

1) 地域住民委員

- ① 区民防災組織役員 各組織から 3 人以内
- ② 民生・児童委員(学校担当)
- ③ 当該避難所を設置している学校のPTA役員 2 人以内
- ④ 防災リーダー

2) 学校委員

- ① 当該避難所を設置している学校の校長
- ② 当該避難所を設置している学校の副校長

3) 協議会に会長及び副会長を置く。

- ① 会長は、区民防災組織役員のうちから選出する。
- ② 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- ③ 副会長は、区民防災組織役員のうちから選出する。
- ④ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(6) 発災後、協議会及びあらかじめ直接避難所に参集指定されている職員には、避難所となる学校の開門方法等を周知しておくものとする。

(7) 協議会は、備蓄倉庫の位置及び物資の確認、避難者の受け入れ体制(待機場所・避難スペース・仮設トイレ設置場所・ごみ収集場所等)を、あらかじめ協議検討し、整えておくものとする。

(8) 区は、避難所を開設したときは、開設の状況(日時、場所、避難者数、開設予定期間等)を警察署等防災関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム(DIS)により都へ報告する。

(9) 避難所の開設期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。

ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、区長は都知事の事前承認(厚生労働大臣の承認を含む)を受けるものとする。

(10) 協議会及び参集職員からの避難所状況報告を受けた区災害対策本部は、報告被災者数や被災地域等の被災状況、避難収容対象施設の収容力・設備等を総合的に判断し、必要に応じてその他の公共施設等に避難所を設置する。

(11) 避難所に当てる施設については、区立の小・中学校を基本に、乳幼児等の二次避難所として、区立の幼稚園、児童館等を活用する。また、区内の都立高校、大学等と協定を締結し、必要な避難所を確保する。

(12) 区は、避難所生活の状況に応じて、災害時要援護者に対し、介護など必要なサービスを提供するため、区有施設や社会福祉施設等を二次避難所として活用するよう運営法人との間で、応急業務の協力に関する協定の締結を検討する。

(13) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、東京都からの資器材の調達等により野外に受け入れ施設を開設する。なお、野外の受け入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

### 3 収容対象者

避難所には、災害のため現に被害を受け又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容する。また、乳幼児・高齢者等を優先して収容する。

- (1)住家が全壊(焼)、半壊(焼)等(破壊消防による全、半壊等を含む)の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者
- (2)旅館、下宿屋等の宿泊人、一般家庭の来訪者あるいは通行人等で、自己の住家の被害とは直接関係なく現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者

### 4 避難所の運営

〈資料編 第44 避難所管理運営組織図 P96〉

避難所運営協議会は、災害時における避難所の運営が混乱なく円滑に行われるよう、管理運営方法等を定めておくこととする。

- (1)避難所運営協議会は、避難所開設の迅速化と管理運営の円滑化を図るため、地域特性を生かした「避難所運営マニュアル」を作成し、避難者自らが活動できる体制を整える。
- (2)学校長は、施設管理者として、区及び区教育委員会と協議の上、避難所が開設された場合の施設利用計画をあらかじめ作成するとともに、避難所運営協議会と協力・連携により、避難所における教職員等の役割分担や初動態勢等についても定めておくものとする。
- (3)避難所運営協議会を中心に避難所運営本部を組織し、各々の役割分担や協力体制の確立に努めるものとする。
- (4)災害時要援護者に対しては、民生・児童委員とともに、介護等必要なサービスの提供など可能な限り配慮に努めるものとする。
- (5)避難所においては、土足禁止区域・喫煙(分煙)区域の設定、避難者の生活環境上必要な物品の確保、避難者間のプライバシーの確保及びごみの適切な排出方法、トイレの使用方法などを、協議会等で決定し、避難者への衛生管理上の留意事項を周知する。
- (6)区は、文京区職員防災行動マニュアルの「避難及び避難所の運営・管理」指針に基づき、避難所運営協議会と連携し、効果的な活動を展開する。

### 5 被災者の他地区への移送

- (1)災害対策本部は、避難所に被災者を受け入れることが困難と判断したときは、被災者を「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、支援区に移送を要請する。  
また、特別区間では対応ができない場合は、その他の地区への移送について、都知事(福祉保健局)に移送を要請する。
- (2)各避難所から、被災者の他の地区への移送の要請があった場合、区長は、職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の地区に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を添乗させることを原則とする。
- (3)特別区又は都から被災者の受け入れを要請された場合、区は直ちに避難所を開設し、受け入れ体制を整備する。また、移送された被災者の避難所の運営は、原則として、移送元の自治体が行い、被災者を受け入れた区は運営に協力するものとする。

### 第3節 避難場所(広域避難場所)

#### 第1 活動方針

避難場所は、主として、大地震火災時の市街地大火から区民の生命を守るため、あらかじめ安全な場所を確保するものであり、東京都震災対策条例第47条第1項に基づき、東京都が指定している。指定避難場所への避難には、任意の経路を利用することを原則としている。

避難場所の運営については、原則として避難場所所在の区が行うが、二以上の区の避難者が利用する避難場所の運営については、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づき、共同の現地本部の設置等により対処するものとする。

#### 第2 活動内容

##### 1 避難場所の地区割当等

###### (1) 避難場所の指定の考え方

- 1) 周辺市街地大火によるふく射熱に対し、安全を確保できる有効面積があること。
- 2) 震災時に避難者の安全を著しく損なう恐れのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- 3) 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、更に周辺市街地からの大震災火災時のふく射熱に対して安全性を考慮した避難空間として、原則として1人当たり1㎡を確保できること。

###### (2) 避難場所の地区割当

区内には7か所の避難場所を指定しており、避難場所ごとに避難する町会を割り当てている。ただし、地域の実情や災害の状況に応じて、安全な避難場所に避難するものとする。

資料編 第40 避難場所及び地区割当 P89

##### 2 避難場所の運営

避難場所の運営については、次のとおりである。

避難場所では、避難者の安全を保持し、人心の安定を図るため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとする。

- (1) 区は、警察署、消防署等と協力して、情報収集伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、応急救護活動を行う。
- (2) 食事等の提供については、乳幼児のミルク等緊急に給食の必要があるものを除いて、原則として、避難所において行うものとする。

ただし、避難場所での避難がある程度長期間にわたる場合には、避難場所近接の避難所や備蓄倉庫から食料等を調達し配付する。又は、避難者を延焼の恐れのない避難所へ誘導し、食料等の提供を行うものとする。



No	資料名	該当箇所
5	富士市地域防災計画	一般対策編 第3章 第7節 避難救出計画

## 第7節 避難救出計画(p.3-11～3-15)

### 1. 主旨

この計画は、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれがある者の避難及び生命身体が危険な状態にある者、若しくは生死不明の状態にある者を捜索、救出するため必要な措置について定める。

### 2. 避難

(1) 市長は火災、山がけ崩れ、津波、河川の氾らん等により、住民に危険が切迫していると認めるときは、危険地域の住民に対して避難のための準備情報の提供や立退きの勧告又は指示をするものとする。特に、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うよう努めるものとする。

市長のほか、警察官、海上保安官、都道府県知事、水防管理者、自衛官も「災害対策基本法」、「警察官職務執行法」、「地すべり等防止法」、「水防法」、「自衛隊法」の規定に基づき、避難の指示等を行うことができる。

なお、市長以外の指示権者、根拠規定は、(資料7-2)〈避難勧告、指示を行うことができる指示権者及び根拠規定〉のとおりである。

また、知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、市長に代わって避難のための立退きの勧告、又は指示をすることとされている。

(2) 避難の勧告及び指示の周知徹底

市長等は、危険区域の自主防災組織、住民及び事務所に対し、同報無線、広報車等により、次の事項の周知徹底を図るものとする。その際、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮するように努める。

ア、避難準備情報、避難の勧告又は指示の主旨

イ、避難対象地域

ウ、避難所(所在地、名称、避難人員)

エ、避難生活に必要な資機材及び必需品の携帯

オ、避難経路及び誘導方法

カ、その他避難に必要な事項

(3) 安否確認

安否確認の実施にあたっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

(4) 避難誘導

避難にあたっては、自主防災組織等による避難誘導のもとに、災害時要援護者等に配慮した避難誘導を実施するものとする。また避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察

官、自衛官、海上保安官等と相互に密接な連絡をとるとともに、必要に応じ出動を要請するものとする。

(5) 災害時要援護者の避難支援

市は、防災担当部課と福祉担当部課との連携の下、災害時要援護者の避難支援計画に基づき、支援に努めるものとする。

(6) 避難所の場所

ア、避難所

避難所は(資料7-4)のとおりであるが、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は、被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営したりするなどの措置をとること。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。さらに、災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

イ、福祉避難所、2次的避難所

市は、災害時要援護者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設等を福祉避難所として確保するように努める。また、市は、福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した災害時要援護者の支援に当たる人材の確保に努める。市の指定する福祉避難所は、(資料7-5)〈福祉避難所一覧表〉のとおりである。

また、市の指定する避難所等での受け入れが困難であると認められる場合は、県が指定する「2次的避難所」への受け入れを県に要請する。

なお、「2次的避難所」とは、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、災害時要援護者を受け入れるため、県が締結した協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保したもので、この避難所は、市町の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的としたものである。

ウ、避難所として使用する土地建物は、公私の区別なく使用前に管理者(所有者)に協議し、使用承諾を得るものとする。また、避難所の設備備品等(水道、ガス、電気、電話)についても同様とする。

(7) 避難所の安全管理

ア、避難所内の混乱を防止し、安全、かつ、適切な管理を図るため、避難所に市の職員を配置するとともに、管理者に対し協力を要請する。

イ、避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ、避難所の安全管理に必要な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに、適切な措置を講ずること。

エ、常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

オ、火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集し、把握に努めること。

カ、避難所内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずること。  
キ、給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等に当たっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないように努めること。  
ク、避難所での避難生活運営に当たっては、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

#### (8) 避難場所の早期解消

市及び県は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

### 3. 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

#### (1) 警察官、海上保安官、自衛官の代行

警察官、海上保安官又は自衛官は、災害対策基本法第 63 条第 2 項、第 3 項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

#### (2) 知事による代行

知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

### 4. 救助

#### (1) 救助の実施

市長は、災害のため、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等救助を要する市民等があるときは、直ちに救助隊を編成し可能な限り救助活動を実施するものとする。

#### (2) 市民等に対する救助の呼びかけ

隣保互助の精神を訴え、地域住民、自主防災組織等に対し、救助活動への協力を積極的に呼びかける。

#### (3) 救急用資機材の整備

平素より救急用資機材の配備、救急車の整備充実、救急薬品等救急用資材の配備について充分検討し、準備を整えておく。

### 5. 実施基準(災害救助法に基づく)

#### (1) 避難所の設置

ア、対象者

- (ア) 災害によって現に被害を受けた者
- (イ) 災害によって現に被害を受けるおそれのある者

イ、設置基準

原則として学校等既存建物を使用する。既存建物だけで不足する場合等は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

ウ、実施期間

災害発生の日から7日以内、ただし、必要に応じ知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

エ、費用の限度額(資料12-2)のとおり

(2) 救出

ア、対象者

- (ア) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者
- (イ) 災害のため生死不明の状態にある者

イ、実施期間

災害発生の日から3日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して、必要最小限の期間を延長することができる。

ウ、費用の限度額

機械器具等の借上等に係る実費

## 6. 知事に対する要請事項

市長は、自ら避難・救出を行うことが困難な場合には、次の事項を明らかにして知事に要請するものとする。

(1) 避難の場合

- ア、避難希望地域
- イ、避難を要する人員
- ウ、避難期間
- エ、輸送手段
- オ、その他必要事項(災害発生原因等)

(2) 救出の場合

- ア、救出を要する人員
- イ、周囲の状況(詳細に記入する。)
- ウ、その他必要事項(災害発生原因等)

## 7. 県管理施設の利用

市長は、避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し施設を使用することができるものとする。

## 8. 県の実施事項

- (1) 当該市町村地域外の既存施設を避難所とする場合のあっせん
- (2) 当該市町村地域内の既存施設を避難所とする場合の強制収用
- (3) 自衛隊の派遣要請
- (4) 海上保安庁に対する支援要請
- (5) 消防団の応援動員要請